

## 下級裁判所事務処理規則の運用について

平成6年7月22日総一第182号高等裁判所長  
官、地方、家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成17年2月14日総一第000067号  
平成24年3月26日総一第000346号

下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。  
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

### 第1 支部長の指名等の上申

- 1 高等裁判所長官は、規則第3条第1項の規定により、当該高等裁判所又は管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部について、支部長を指名する必要がある場合には、最高裁判所にその旨を上申する。
- 2 高等裁判所長官は、規則第4条第5項の規定により、当該高等裁判所、管内の地方裁判所及び家庭裁判所並びにそれらの支部について、翌年度の部の事務を総括する裁判官を指名する必要がある場合には、毎年11月30日までに最高裁判所にその旨を上申する。
- 3 高等裁判所長官は、規則第4条第6項の規定により、当該高等裁判所、管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所又はそれらの支部の部の事務を総括する裁判官の指名を取り消す必要がある場合には、その理由を添えて、最高裁判所にその旨を上申する。
- 4 高等裁判所長官は、管内の地方裁判所及び家庭裁判所並びにそれらの支部について、1から3までに定める上申をする場合には、当該地方裁判所又は家庭裁判所の長の意見を添付する。
- 5 1及び4の定めは、裁判所法（昭和22年法律第59号）第37条の規定により、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官を指名する必要がある場合について準用する。

### 第2 部の数の増減の上申

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長（以下「各裁判所の長」という。）は、規則第4条第2項の規定により、当該裁判所又はその支部の部の数を増減する必要がある場合には、その理由及び部の数の増減後の裁判事務の分配案を添えて、最高裁判所にその旨を上申する。

### 第3 裁判事務の分配等の定めの報告

各裁判所の長は、毎年4月15日現在における次に掲げる定め（高等裁判所長官及び家庭裁判所長にあっては、1及び3の定め）を同月30日までに最高裁判所に報告する。この報告に当たっては、司法年度当初のものと4月15日現在までに変更のあった部分を記載したものとを送付しても差し支えない。

- 1 規則第6条及び第7条の規定による当該裁判所及びその支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのある場合の代理順序の定め（東京高等裁判所にあっては、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのある場合の代理順序の定めを含む。）
- 2 規則第8条の規定による2人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差し支えのある場合の代理順序の定め
- 3 規則第22条の規定による高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長、知的財産高等裁判所長、支部長又は部の事務を総括する裁判官に差し支えのある場合の司法行政事務に関する代理順序の定め
- 4 規則第23条の規定による司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差し支えのある場合の代理順序の定め

### 第4 課の設置に関する上申

各裁判所の長は、規則第24条第10項の規定により、課の設置について同条

第1項及び第2項と異なる定めをするため最高裁判所の認可を得る必要がある場合には、その定めを必要とする特別の事情並びに当該課に置く係及びその分掌事務の案を添えて、最高裁判所にその旨を上申する。

第5 規則第27条の中央官庁

規則第27条の規定の適用に当たっては、衆議院及び参議院並びに日本弁護士連合会は、中央官庁又はこれに準ずるものとして取り扱う。

第6 規則の施行に関する定めの報告

各裁判所の長は、規則第28条の規定により、規則の施行に関する必要な事項を定めた場合(東京高等裁判所長官にあっては知的財産高等裁判所が定めた場合、地方裁判所長にあっては管内の簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が定めた場合を含む。)には、その都度速やかに、これを最高裁判所に報告する。

付記

1 実施

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際現に昭和23年8月3日付け最高裁判所総一第134号事務総長依命通達「下級裁判所事務処理規則施行に関する件について」の定めにより、事務局に会計課が置かれていない家庭裁判所(下級裁判所会計事務規程(昭和22年最高裁判所規程第4号)第2条第1項及び第5項ただし書の規定により最高裁判所長官の指定する家庭裁判所)については、規則第24条第8項の規定により最高裁判所の認可を得てその旨の定めをしたものとみなす。

(編注)「下級裁判所会計事務規程(昭和22年最高裁判所規程第4号)第2条第1項及び第5項ただし書の規定」は、現行の下級裁判所会計事務規程(平成7年最高裁判所規程第1号)第3条第1項の規定に該当する。

付記(平17.2.14総一第000067号)

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付記(平24.3.26総一第000346号)

この通達は、平成24年4月1日から実施する。